

交渉情報	NO.131	郵便事業会社信越支社 総務部
JP労組信越地方本部	2012年4月25日	添付資料:2枚

郵便関係手当の基準物数の設定について

郵便事業会社信越支社総務部は、本日（4月25日）「郵便関係手当の基準物数の設定」について地方本部に説明してきました。

標記の趣旨は、郵便区分能率向上手当及び郵便配達能率向上手当の支給基準となっている基準物数を平成24年度用に設定するものです。

対象支店は集配センターを含む全支店とし、適用日は平成24年4月1日（日）となります。

基準物数の算出は、郵便内務については平成23年9月・10月・11月期の業務運行記録表から水曜・木曜・金曜日の差立・配達区分の処理物数と労働時間によって1時間当たりの区分物数、郵便外務については同じく業務運行記録表から配達物数と労働時間によって算出しています。

算出された物数と平成23年度の基準物数を比べ、大きい方が平成24年度の基準物数となります。

郵便内務では通常郵便物の減少により、新発田・見附・長野・長野南・須坂・上田・木曾福島・伊那・茅野支店を除き、平成23年度基準物数（支社資料参照）が適用されます。

郵便外務でも平成23年度基準物数の方が大きい傾向にありますが、資料が膨大なため、各支店の基準物数は関係支部へ送付します。（各分会、集配センターへの連絡、周知を要請します）

なお、手当額について、郵便区分能率向上手当（内務）は180円/日、郵便配達能率向上手当（外務）は240円/日であり、支給額は月最高13日となっています。

また、基準日が4月1日であるにも拘らず、地方交渉が4月下旬になったことについて、5月支給に向けた、支店計画担当者の業務煩瑣が想定されます。来年度は早期の取りまとめを申し入れ、本情報提供を受けました。

【労使対応】 情報提供